

造林事業請負契約書（案）

1 事業名 7年度網走西部署【生田原地区】保全整備造林第5号

2 事業場所 網走西部森林管理署 333 林班へ小班外

3 事業量 新植地拵（人力・機械） 6.19 ha
 新植地拵（大型機械） 19.47 ha
 新植コンテナ苗植付 25.66 ha
 人工林下刈 1 回刈 22.55 ha

4 事業期間 契約締結日の翌日から
 令和8年11月30日まで

ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
 植付で使用する一部コンテナ苗木は、特記仕様書のとおり「コンテナ苗の安定
 需給協定」締結者の苗木を使用すること。

5 請負金額 金 円也
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
 金 円也）

〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
 （適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払	10分の4以内	第35条第1項
	中間前金払		第35条第3項
○×	部分払	5回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定年月日

8 特約事項

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 住所 紋別郡遠軽町大通北 4 丁目 1 － 1
分任支出負担行為担当官
網走西部森林管理署長 佐野 由輝 印

請負者 住所
氏名 印

地痞

事業内訳書

[illegible]

大型機械（グラップル等）

事業内訳書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	面積 (ha)		作業仕様					作業期間年月日		備考
			区域	実行	刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	連絡路 (m)	伐根 処理	から	まで	
生田原第二	333 へ	新植地帯 (大型機械)	17.84	6.82	全刈	0.0	0.0		多	契約締結日の翌日	R8.11.30	グラップル等
生田原第二	333 る	新植地帯 (大型機械)	12.42	3.14	全刈	0.0	0.0		多	契約締結日の翌日	R8.11.30	グラップル等
生田原第二	333 か	新植地帯 (大型機械)	5.34	1.26	全刈	0.0	0.0		多	契約締結日の翌日	R8.11.30	グラップル等
生田原第二	333 む	新植地帯 (大型機械)	3.22	3.22	全刈	0.0	0.0		多	契約締結日の翌日	R8.6.30	グラップル等
生田原第二	333 お	新植地帯 (大型機械)	3.31	2.52	全刈	0.0	0.0		多	契約締結日の翌日	R8.11.30	グラップル等
生田原第二	355 ち	新植地帯 (大型機械)	8.00	2.51	全刈	0.0	0.0		多	契約締結日の翌日	R8.6.30	グラップル等
		新植地帯 (大型機械) 計	50.13	19.47								
		生田原第二 計	50.13	19.47								
合計			50.13	19.47								

コンテナ苗植付

事業内訳書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積 (ha)		数量 (本)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	まで	
生田原第二	333 ヘ	新植コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ苗)	17.84	6.82	10,300	1	4.00	1.37	1	R8.9.1	R8.11.30	
生田原第二	333 る	新植コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ苗)	12.42	4.46	6,700	1	4.00	1.43	1	R8.9.1	R8.11.30	
生田原第二	333 か	新植コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ苗)	5.34	5.34	8,000	1	4.00	1.67	1	R8.9.1	R8.11.30	
生田原第二	333 む	新植コンテナ苗植付	クリーンラーチ(コンテナ苗)	3.22	3.22	4,800	1	4.00	1.67	1	R8.4.1	R8.6.30	
生田原第二	333 お	新植コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ苗)	3.31	3.31	5,000	1	4.00	1.67	1	R8.9.1	R8.11.30	
生田原第二	355 ち	新植コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ苗)	8.00	2.51	6,800	1	4.00	0.76	1	R8.4.1	R8.6.30	
			新植 コンテナ苗植付 計	50.13	25.66	41,600							
			生田原第二 計	50.13	25.66	41,600							
合計				50.13	25.66	41,600							

下XII

事業内訳書

[illegible]

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。

特 記 仕 様 書

7 年度網走西部署【生田原地区】保全整備造林第 5 号について下記の事項を定める

記

1 国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて

次のとおり工事看板等に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

(1) 工事看板等の記載内容

次の記載文章例を参考に簡潔に記載することとする。

(記載例) 健全な森林づくりのため〇〇(地拵/植付/下刈)を行っています。

国土強靱化対策事業

(2) 留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要とし、これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

2 協定苗木の使用について

植付作業で使用する一部(又はすべて)のコンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナ苗の安定需給協定」締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
大坂林業有限会社 中川郡幕別町忠類錦町 438 TEL : 0158-8-2236	クリーンラーチ トドマツ	1 号 (150cc) 1 号 (150cc)	4,800 本 20,000 本

生産者	樹種	規格	数量
佐々木産業有限会社 紋別郡遠軽町福路 2 丁目 5-25 TEL : 0158-42-5261	トドマツ	1 号 (150cc)	16,800 本